

令和6年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和6年12月12日 (木曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年12月12日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議案第58号 財産の取得について(追認) |
| 日程第2 | 議案第59号 財産の取得について(追認) |
| 日程第3 | 議案第60号 財産の取得について(追認) |
| 日程第4 | 議案第61号 財産の取得について(追認) |
| 日程第5 | 議案第62号 訴えの提起について |
| 日程第6 | 議案第63号 川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて |
| 日程第7 | 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第8 | 議案第65号 川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第66号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第67号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第11号) |
| 日程第11 | 議案第68号 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第69号 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

日程第1「議案第58号財産の取得について（追認）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第2「議案第59号財産の取得について（追認）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第3「議案第60号財産の取得について（追認）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第4「議案第61号財産の取得について（追認）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第5「議案第62号訴えの提起について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第6「議案第63号川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子議員） 議案第63号についてお尋ねします。

目的が書いてありますが、川南町産農林水産物の消費拡大の推進に資することを目的として条例を定めるものですって書いてあって、いろいろ説明はなされていますが、お米のことは全く載ってないんですよ。今年は本当に米が不作で、商店から米がなくなったり、そして高くなったり、いろいろしてますよね。米農家も川南町にはたくさんあると思うんですが、そのことについては触れてないと思うんですが、お米は関係ないってことなんじゃないか、お尋ねします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

この条例の中身に米が入っていないのではないかとということですが、おっしゃるとおり、米、トマト、ブドウ、その他の野菜の品目一つ一つは捉えておりません。それを全て網羅したものを農林水産物等としておりますので、それも加えての推進消費拡大を図りたいということでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 分かりました。細かく、これは提案理由はありましたけど、補足説明が全くないんですよ。私は、そんな今、言われたことのような補足説明が欲しいなと思ったんですが、何で補足説明がないのか、伺います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

補足説明は提案理由を補完するものでございます。補足説明がなければならないというものではございません。加えて今回、町長は、御自身の提案理由で熱、情熱を持って足りると、あとは条文を見ていただければ皆さんに御理解いただけるということでございましたので、私のほうから追加して補足するような内容ではなかったもので、補足説明をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（米田 正直議員） この条例提案はすばらしい条例提案だというふうに思っております。

そこで、第4条について2点ほどお伺いしたいと思いますけれども、この条例に基づき、今後、諸施策が構築されると思いますが、総合的な施策策定は、策定をすると書いてありますけれども、いつされるのかということと、6次産業化の支援について具体的な思案があれば具体的と、お話に出ている思案があればどういう形で進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 米田議員の御質疑にお答えします。

総合的な施策を策定しという、まず1点目でございますが、これはもうこの条例が制定されたら速やかに制定していきたいと思っております。具体的には水産業の、まずは振興の具体について図っていきたいというふうに考えております。

次に、6次化についてでございます。

6次化の第4条の第3項でよろしいでしょうか。第3項にありますとおり、6次化に対する町民の関心及び理解を深めるために、町民に対する情報提供啓発活動等を実施するよう努めるものとするとしております。一般質問で田中議員が御質問されたように、私たちも農家の所得を向上させる一つの手法として6次化は重要なものであると考えておりますので、そのような補助事業の紹介であるとか、今後は町の広報紙などにも、この条例が策定された後には農家の方々を一人ずつクローズアップするなどして、どのように大切に農産物を作っているかなどの紹介コーナーなども盛り込めたらいいなというふうに計画をしております。

以上でございます。

○議員（米田 正直議員） 分かりました。

6次産業化のことについてですが、いろんな支援があると思いますけれども、ソフト面、ソフト面のほうに書いてあるんですけれども、ハード面についても町としては今後考えていくということで捉えてよろしいですかね。

○産業推進課長（河野 英樹君） 米田議員の御質疑にお答えします。

おっしゃるとおりでございます。これも田中議員の一般質問でお答えしましたとおり、町単独事業、また県・国の6次化を進めるための補助事業等もございますので、そういうもの

を活用して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） 「議案第63号川南町農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて」でございますが、今後この条例を制定して、消費者、産業と、こういった機運を醸成していくということという説明ございましたが、これまでこの条例を制定するに当たって、言わば産業界であったりとか生産者に対して、このようなことをするという機運をどのように醸成してきたのか、どのように説明をしてきたのか、お伺いをいたします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

まず、この条例案を上程するに当たりまして、皆様方に議会、10月の議会勉強会で御説明させていただいたところであります。

それを踏まえまして10月、ちょっとすいません、期日は失念しておりますけれども、ホームページを使ってパブリックコメント、住民の方々にこのような条例、このような目的を持った条例を作りたいと思っておりますというようなことで、パブリックコメントを募集しました。公募しました。残念ながら御意見は賜われなかったのですが、パブリックコメントしますよということは宮崎日日新聞さんのほうにも書いていただくなど、一定の周知はできたものと思っております。

で、今回このような条例を12月に上程させていただいたところでありますが、さかのぼりますと、議会の勉強会でも申し上げましたが、この物価高騰であり、消費者も大変、つくる側の生産者も大変ということで、私が4月に着任した当初、河野議長から何とかならんדרוかという御相談を受けました。特別委員会の設置などをされてはどうですかというような促しをさせていただく一方で、蓑原議員からの6月の一般質問だったと思います、何とか対策を取るべきじゃないかというような一般質問がございました。それを受けまして、前町長、前副町長などとお話をして、理念条例、これを川南町では今まで作ったことがない、行動したことがないので、ぜひやってみたいと思っておりますがいかがでしょうかということで御提案をさせていただきました。ゴーサインが出てたんですけども、御承知のとおり7月に職を辞され、9月に、実を言うと上程する予定でした。8月に皆様方に対する勉強会での説明、パブリックコメント、今回のような手続、それを経て9月にする予定ではありましたが、事情がそういうふうになりまして、先ほど申し上げましたとおり、今回上程をさせていただいたという手続、手続を踏んでいるところでございます。

以上でございます。

○議員（中村 昭人議員） このような理念条例ですよね、いわゆる理念条例ということに対して、私も以前から産業振興条例とか、私も一般質問等でさせていただきましたけど、なかなかやっぱりそれをするによって何が変わるのかとか、どうなるのかっていうのがなかなかぼんやりとした中で、どうしても理念条例ってなってしまう。大事なものは、そう

いうこれに関わる一番はやっぱり産業団体ですよ、商工会であり、農協、漁協とPRだったら観光協会とかってなりますので、そこら辺りとか、あと前の町長、副町長の時代からの思いが入っているという条例、ものなんだなというのも理解をしましたので、そういったこう、何て言うんですかね、オール川南になれるような条例ということで理解をいたしました。

以上です。大丈夫、何かあればですけど。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

理念条例で終わらせるつもりは当然ございません。具体的にどう進めて経済を潤していくかということが目的にあります。

皆様も新聞等で御承知かと思いますが、宮崎市役所が宮崎市産農林水産物活用商品といいまして、宮崎市で取れたもの、これを5割以上使用したりしているものを市が認定をして、そして販売していくというような取組があったり、えびの市などでもそのように市が認定をして農産物等を高いお墨つきというんでしょうか、そのような付加価値をつけてやっていくという認定認証制度がございます。私たちも勉強会でもお話申し上げたとおり、そのような具体につなげていきたいと思っておりますので、どうかこれから先を見ていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子議員） この条例の第8条、最後のところですが、この条例に定めるもののほか町長が別に定めるとありますが、もう出来上がっているのでしょうか。そしていつ定めるのでしょうか。その辺を聞きたいです。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質疑にお答えします。

まず、この条例が策定されていません、可決をされていません。なので、町長が別に定める規則なのか、要項なのか、まだはっきりしておりませんが、これが可決されたら速やかに策定に向けて準備をしていきたいと思っておりますが、必要な事項があれば定めます。この条例だけで補完できれば定めない場合もありますので、これは条例が可決された後に内部で検討して、策定するべきならば策定をしていきたいというふうに考えています。具体的に言いましたように、宮崎市とかえびの市がやっているような認証制度で基準などを設ける場合は当然必要になりますので、策定後にそのような準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第7「議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第65号川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（徳弘 美津子議員） 「川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について」、ちょっと伺います。

提案理由の中では、子供の貧困率が高い水準である状況下において、地方公共団体は国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を実施する責務があるということで、今回、その組織強化を図るために委員の定数を増やすとあります。この実際のメンバーの、現在のメンバーと増やそうとするメンバーはどういう方たちを考えていらっしゃるのかをお伺いします。

それからこれ、今までに年に何回開催されていたのかということ。

それと、川南町が実際に子供の貧困を本当に感じられている感覚がどのようにあるのかなと、実際にこういうことがありましたというのがあれば教えてください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

まず、現在のメンバーということなのですが、現在は教育長、あと校長会の会長、児童養護施設の代表、あと保育所の所長であるとか主任児童委員と子供の保護者の代表で構成されております。

今後、こういったメンバーを増やすのかという御質問なのですが、今想定しておるのが社会福祉協議会のメンバーであったり、児童相談所、福祉事務所、まだ誰というふうには決めておりませんが、そういったところが現在も児童の虐待であるとかいうところに関わっておりますので、そういうところが入ってくるのかなと想定しております。

前に何回開催されているかということでよかったですかね。そちらに関しては、これまで審議会が開催されてきたのは川南町の子ども・子育てに関する推進計画というのが、今、ち

よっと名称がはっきりしませんけど、これまで今、第2期の子ども支援計画ということが今、実行されておりますが、その計画を策定する際に審議会を開催しております。回数的には、前は3回開催されているようでございます。

あと子供の貧困があるのか、そういうことがあるのかということなんですが、子供の貧困というものが、まず経済的な虐待だけでなく学習面であるとか生活面、またあとは心理面など、様々な内容が子どもの貧困というふうになっております。実際、町内でも子供の虐待であったり、そういったことは幾つかケースがございますので、実際そういったこともあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 私も今、タブレットで、第2回川南町子ども・子育て支援事業計画の令和2年から6年版で、中間見直し版ということでちょっと見て、まだ詳しくは見えていないんですけども、社協とか新しいメンバーさんを入れるということで、現場の声を大きく、審議会を開くから来てくださいというのも大事でしょうけど、やっぱり多分、担当課はとても大変だと思うんですけども、実際に保育所とか現場に足を運ばれて現場を見てみるっていうのもすごく大事ではないかなという気はするんですね。それが来てくださいという審議会だけで、園長先生だけが来ていいものかどうか。現場に行くと現実に子供に接している保育士さんに直接会うことがあるので、そういったところをやっぱりきめ細かに今しないと、意外と本当の本音をそういう審議会では言えないような気がするんですね。ぜひ担当課福祉課長は大変でしょうけども、担当課もいろいろメンバーがいらっしゃるんで、こういう条例を改正するだけではなく、中身のある、本当に貧困がどうあるのか。結果、それが行政レベルで何をすることがいいのかっていうのをやっぱりやってもらわないと、貧困って言ったら結局、お金の支給とか物の支給、無料化だと思うんですけども、そういうことではなく精神的なものもあるので、ぜひ、そのメンバーの中にそういうことが分かるたけた人たちを入れていただくといいかなと思っております。

ぜひ町長も公約の中で子育てっていうのを強く入れてますので、町長ももし時間があるときは現場ですね、たくさん私立保育所がありますので、ぜひ足を運ばれて現実を見ていただくといいのかなと思っております。ぜひ町長、お言葉をいただければと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 徳弘議員の質問にお答えします。

私ができることっていうのは、やはり現場のお声を直接聞くっていうことだと考えてます。ぜひそういった機会を設けて、現場に伺い、お話を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） すみません、ちょっとこの後と関係ありませんが、今、各保育所ではお遊戯会とか発表会とかあつてますので、ぜひその情報を仕入れて、足を運んでいただくとありがたいなと思ってます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） 「議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者について」でございます。これは、まちづくり株式会社を指定するために議会に議決を求めるものですが、これは川南町の公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、この第5条が根拠になっているものだと思います。この場合において、そこに書いてあるのが、指定管理者の候補者として選定することができるものは町が出資している法人又は公共団体等に限るものとするということです。

この提案理由説明の中に、補足説明の中に、4月3日に前副町長から、川南まちづくり株式会社とは再契約はしない、町長は再契約しないと告げられたと説明をしておりますが、再契約をしないといった場合にどのような提案をされるおつもりだったのかなと思うんですけども、その点、ちょっと分かれば教えていただきたいなと思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

副町長室で発言された内容は、その他ございます。ただ補足説明で申し上げたのはその部分を引用しておりますけれども、私たちは補足説明にも書かせていただいております、第5条に基づく合理的な理由があるので公募をする必要がないということで提案をしております。その提案に至るには同条例の第3条で、まちづくり株式会社との協議を経て提案をしているわけですが、再契約しないとされた後に、公募を、これは推測ですけれども、されるのだろうというふうに、これ推測ですので、公募をする予定だったのではないかと、はっきりは私、申し上げられないですけれども、公募をするという形だったのではないかと思います。

以上でございます。

○議員（中村 昭人議員） 第5条の中ですけれども、その合理的な理由ということであります。合理的な理由というのがこの補足説明の中にある①②③④⑤というようなことが合理的な理由というようなことだろうというふうに思います。

この指定をするということで、このまちづくり株式会社を今回提案しているということに対して、いろいろこれまで、前回の9月でも否定、否決になっている事案でございますが、

この補足説明もありましたとおり、そのような指示があったと、再契約しないというふうに告げられたということ、このことを録音するということの必要性、なぜ録音をするようになったのかということをお聞かせください。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

特別職との会話録音をするきっかけが2つございます。

まず1つ目です。令和6年2月5日に行われました2月川南町議会臨時会の議案第2号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定における議案質疑が最初でございます。

なお、詳細は議事録にホームページにアップされていますので御確認いただければと思います。文化ホール図書館の指定管理の募集時期について徳弘議員並びに小嶋議員の2人が当時質疑を行いました。まず徳弘議員の質疑ですが、要約します。公募の募集要項の配布が令和5年12月13日だった、例年ならば10月ぐらい、なぜ10月にできなかったのかと問いに対して、河野前副町長は、直接私、作業しておりませんので、担当職員でないと分からないと思いますと述べました。

次に、小嶋議員が、こちらでも質疑内容を要約します。今回なぜ12月になったのか教えてください、町長、教育長にお願いしますと問われましたところ、先ほどお話ししたかと思うんですけど、事務局のほうでそういった作業はしておりましたので、町長も私もこのことについての詳細については分かりません、多分忙しいから遅くなったんだろうとは思いますが、以上で終わりますと河野前副町長が答弁しました。一方、教育長は答弁されず、代わりに教育課長から、こちらの答弁も要約しますが、なぜ遅くなったのかは物価高騰の影響があった。今回、新たに指定管理料の中に電気代等を含めないという形で積算をしている。加えてその他の検討等、事務作業を要した結果、少し時間がかかったと答弁しました。この日の答弁の結論としては、東前町長、河野前副町長ともに遅れた理由は分からない、多分忙しいから遅くなったと思うと、特別職の関与を全否定しております。加えて答弁に立った教育課長も、特別職の答弁を否定しておりません。

最後に2つ目です。同年3月5日に行われました3月議会定例会の小嶋議員による一般質問で、先ほどの議案質疑とほぼ同じ内容の一般質問が行われました。そこでまず答弁に立った教育課長は、これも先ほどの議案質疑で述べた答弁内容とほぼ同じ内容、つまり担当課、事務局に原因があるような答弁を行いました。次に答弁した河野前副町長は、先般の臨時議会で全員協議会、もしくは本会議で、私は全てのことを言ったつもりです。それ以上も以下もありませんので、そういうふうに御理解していただきたいと思います。それから、何か裏があると言って私がおかしく取っているのか知りませんが、そういったことは一切ありませんので御報告いたしますと答弁しました。

しかしながら、皆様、御承知のとおり、3月19日議会最終日の本会議の冒頭、教育課長が、議長からの発言許可を受けつつ、次のような発言を行いました。

募集が12月になってということなんですけど、こちらに関しまして確認を取りましたところ、11月20日に指定管理者の募集をするようにということで、副町長のほうから指示を受けました。これまでの間は一応募集を待つようにというような御指示を受けておいたところでございますと、公募の募集が遅れた原因は、事務を担った教育課、公募を行った事務局であったと繰り返し答弁した教育課長が、その主張を覆し、募集が遅れた本当の理由は特別職からの指示があったためと新たな事実をあらわにしたのであります。このようなことをきっかけに、特別職から呼び出され、密室等で行われる会話等を中心に、様々な場面において可能な限り録音しておく必要性を感じ、実践するようになりました。これは私一人だけではなく、他の管理職も同様の行為を行っているということは確認しております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人議員） 分かりました。

前町長のことをここで言うというのもちょっと控えるべきかもしれませんが、当時、町長の言うことは命令ということで従ってもらいたいというようなことも、いろいろ質疑、一般質問等で出てきておりましたけれども、そのような中で、指定、再契約しないと言われたことに対しては、やはりそこには恣意的、もしくは独善的な今後、指定の方法と公募が行われるのではないかなというふうに、私も思うところなんですけど、今のことをこのような本会議議場の場で公に明らかにするということは、職務命令違反であつたりとか、例えばそこで守らなければいけない守秘義務、そこに違反をするというようなことはないのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 中村議員の御質疑にお答えします。

守秘義務違反、それと業務命令違反に相当するかどうかではございますが、まず守秘義務違反にお答えすれば、田中議員が9月議会の反対討論でおっしゃられた、疑義を払拭するためにはどのような意思決定、プロセスを経て、9月、そして今回の議案提案に至ったのかを説明する必要がある、そのためには副町長室でどのようなやり取りがあつたのかから順を追って経緯を説明することが不可欠でした。

町の意思決定については、そのプロセスも含めて明らかにすることは、守秘義務に抵触するものではないと考えております。また、当時の現職の町長、副町長であつた方の職務としての行動に当たりますので、保護すべき個人情報にも当たらないと考えております。

次に、職務命令違反につきましてですが、再契約しないに対する職務命令違反におきましては、4月3日に前副町長から告げられた会話の内容、川南まちづくり株式会社との再契約をしないという趣旨の発言は、前東町長の方針、意向を聞いたものであり、その時点では私に対する職務命令には相当しないと判断できますので、職務命令違反には相当しないものであると判断しております。

加えて、仮にではありますが、月日が経過し、職務命令としての発言があつた場合は法に抵触する恐れがあることから、地方公務員法第32条に基づき違法な命令に従わない方向で対

応したというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子議員） 議案第66号について質問いたします。

補足説明の3ページから9ページ、6ページにわたる補足説明は、補足説明と思えないほど長いものです。自然、私の質問も長くなるかと思いますが御容赦ください。3問続けて言います。

1つ目、5ページです、公募について。

地方公共団体が行う契約は、地方自治法に定められており、一般競争入札が原則です。社会経済的にスピードのある変化が生じている中で、調整には適時適宜な事業運営が求められており、川南町民もそのことに敏感になっています。既存の契約も一定期間が経過すれば、現在の運営状況が評価すべきものだということの確認のためにも複数業者での比較入札が地方自治法の求めるところだと思います。補足説明では、特定の業者を排除することを前提として公募を行うことは、公平性、公正性に欠けるものでありとありますが、ですからなおのこと、地方自治法にのっとり差別のない現行業者も参加できる一般競争入札という公募にかけたらどうでしょうか。全くの透明性が得られます。

2つ目に行きます。6ページです。P L A T Z（ぷらっつ）の資産についてです。

補足説明において、令和3年度から5年度までの決算報告として、P L A T Z（ぷらっつ）の資産が順調に増加している旨の説明がありました。P L A T Z（ぷらっつ）に関しては、この点を含め事業の内容説明が極めて乏しく、事業計画も出てなかったと思います。そして、提案された9月議会において、私が資産の質問をして、ようやく議会に対して課長が、土地建物が約7億円強という報告がありました。今回示された決算内容もその時点で説明すべきであった事項であり、論議を豊かにし、賛成を得ようというこの提案ならば、このような議会軽視とも言われかねない後出しの資料提供は職務怠慢に思えるのですが、どうでしょうか。

3つ目に行きます。8ページです。

過度の利益追求、要求してきたことは本来の利益追求です。既によく知られてあきれてきたP L A T Z（ぷらっつ）レストランの時短営業を指摘することが過度の利益追求と考える考え方はどうかしていると思います。週休2日で午後は3時、後に3時半になりましたが閉店というのは、夕食作りをしないことで、私は機会的利益を損失していると言いましたが、そのような正しい評価ではないでしょうか。それだけではありません。レストラン営業の当初事業計画では午前8時から19時の営業時間としているものを、まるで無視しているかのように時短営業を4年半も行ってきたということ。これは補足説明の3ページに書いてあります。川南町を裏切る違反業者、ちょっときつい言い方ですが、そう見えてしまいます。今回指摘されなければ違反状態をそのまま継続していたと思われ、信頼性に疑問符がつきま

す。なぜ町はその点を4年半も追求せず、今回直したからいいじゃないかと言わんばかりの補足説明になるのですか。慣れ合いとか癒着とかの疑念を持たれないよう、反省と謝罪を求めるべきだったのではないのでしょうか。

以上、終わります。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質疑にお答えします。

まず1点目です。地方自治法の一般競争入札を出されました。これ一般競争入札ではございません、指定管理に関するものでございますので、入札ではございません、一般競争入札ではございません。

次、事業計画が出ていないというようなことでございます。これは第3条にあります。第3条上は、そういう選定しようとする事業者、そこに対して協議を行います。その協議の中に必要なものは書かれてあるような資料を提出していただき、問題がないという町とその指定管理を担おうとするその事業者間で行いますので、議員の方々に全てを公開して、そのような協議をするというものではございません。加えて後出しじゃんけんのようなと言われましたが、皆様、先ほどの議案の委員会付託、これをされてます。異議なしとされてます。要するに、文教産業常任委員会ではこの金額、当然出しております。委員会付託を皆さん認めておられるので、当然そこで審議されたことは全員が承知しているものと私たちは判断します。なので、知らなかったというのは委員会付託を無視しているものではないかと思えます。

最後に、委員長報告を全員協議会で最終日にされると思いますけど、そこでもなかったのは、私ども行政ではなく委員会側、委員長側に責任を問うべきではないのでしょうか。

最後、利益追及、あきらめるPLATZ（ぷらっつ）を指定管理している川南まちづくり株式会社に課題はあると、私は補足説明で、9月の補足説明でも申し上げました。反省すべき点があると申し上げました。常任委員会でも追及されました。ありますと、満点ではありませんという話もしております。ただども、総合的に見て、私たちは協議も行い、課題はあるけども出しますということで丁寧な説明をしたつもりです。しかしながら、結果は否決であつたというところでございます。

11時から3時半、これまでこの時間帯は私もよろしくないと言っていたつもりです。言葉の中に乙津議員が、そのようなことに対してはあきらめられると言われますが、そう思う人、そうは思わない人も当然いらっしゃいます。なので全員がそのようにあきらめているというふうには私は全く思っておりません。ただ反省はしてもらわないといけないし、そのために改善の指導をしました。そこで11月1日によりやく本来の姿勢になった。だから反省するべきところはあるし、それを改善させるのは行政の仕事であるというふうに考えておりますので、改善されたというところでございます。

おっしゃるとおり夕食時間、要するにルールどおり朝8時から19時まで、これはしてもらわなければならない約束です。おっしゃるように機会利益の損失、経済用語の合体策かなと

私は思います。機会利益というのがよく、合体すればまあそうでしょうけど、要は損しているといったようなことだと思いますけれども、そのように私も感じる部分があります。だからこそ改善をしてちゃんとやってくださいという指導をして、改善していただいておりますので、体制は整っているものと思います。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子議員） 課長が4月に就任されて、非常に私もやるな、頑張ってるなと思いました。ただ5年間うち4年半、1年足らずで、そして本当にこの期間だけです。です。私はいよいよこれはさっきからの公募のことにもこだわりますが、立派な、この川南町まちづくり株式会社が立派な会社だとしても、ほかにないというふうに断定されておりますが、そういう断定はせずに、一度、いわゆるガラガラポンという言葉がありますが、一度やっぱり町に、それから町外も含めて声をかけるのが疑念を持たれないということだと思うんですね。

そして、この中に公務員として全体の奉仕者云々とあって、非常に頑張っておられるのを物すごく感じます。ただ我が家も基本的には公務員の家族なんです。全体の奉仕者というのは、これは当たり前のことなんです。公務員になったときに聖書に誓うような感じで、皆さん、公務員になったとき、全体の奉仕者であることを誓ってくださいというようなものがあると思います。私は教育公務員だったのでそんなのがあったかなと、ちらと思うけれど、当たり前のことだと思いますので、全員で頑張る、物すごくありがたいんですけど、ある意味でこれはここに書かれなくてもいいのではないかなとも思いました。

ちょっと、やっぱり疑問を抱かせるということに、これはもう一度戻ってほしいなと思います。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 返事はいいですよね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となってます議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第10「議案第67号令和6年度川南町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（米田 正直議員） 議案第67号「令和6年度川南町一般会計補正予算について」御質問したいと思います。

26、27ページ、商工費、商工総務費の件でございますが、商工業振興管理事業の県支出金

返還金でございますけれども、提案理由の説明によりますと、誤認により10事業者へ交付したということでありまして、この誤認によって生じたことで返還があるということでございますが、10事業者への返還はされないのか、そのところお伺いしたいというふうに思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） 米田議員の御質疑にお答えします。

コロナの交付金を町が県の財源を使って交付したものでございますが、要は3月31日までに交付したのものについては、県の交付金が充当できます。それ以降に支払ったもの、それはもうそういう事業者の方々にはもう権利がございますので、それはお返しいただく必要は当然ございません。私たちが誤認して支出しましたので、町に問題があるので、町が一般財源を使ってその分、会計検査員から指摘のあった分を県に返還するものでございます。

以上でございます。

○議員（米田 正直議員） では10事業者に対しては責任はないということで、事業者は返還する必要はないと、町が責任を持って返還するというので、分かりました。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人議員） 「議案第67号令和6年度一般会計補正予算（第11号）について」。ただいまの質問のと同じなんですけれども、この返還金ですね、県のほうに返還をしたということでありまして。返還をしたのが一般財源から返還をされております。今、要するに、これを支給した事業者からの返還はないということなので、一般財源から返還をするということになるかと思いますが、この手続はいわゆる事務的な手続ミスだというふうにちょっと思うんですが、先ほどの財産の取得等についても、これは先ほど質問しなかったからいいんですけれども、全国的に見るとやはりこれに対して、町、副町長、教育長なりが処分をされている、減給されているというようなところもございまして。いわゆるこういった手続のミスに対して、今回のこの返還に関して、何か処分とかそういったものがあつたのかどうか。これはちょっと産業推進課ではないのかもしれませんが、このことに対して何かこういった処分があつたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 中村議員の御質疑にお答えします。

職員の処分があつたのかということだと思いますけれども、今回の件に関しましては一職員の処分ということではなくて、組織的にちょっと問題があつたかもしれませんので、そういった点は今後チェック機能とかを生かしながら対応していきたいというふうに思っていますので、一職員の、一個人の職員の処分は考えておりません。

以上です。

○議員（中村 昭人議員） いろいろ訓告、戒告とか口頭注意とかあるかと思います。そういったものに対してどういった規定、線引きがあるのかというのはちょっと私は分かりかねるところなんですけど、これまでもいろいろそういった手続のミス等あつたときに、やはりそういった処分というものがあつたのかどうかちょっと分かりませんが、やはり今、国とか、

それこそ私たち議会もそうですけれども、国民、そして町民、川南町民からのこういったことに対する目が厳しくなっているというようなこともございますので、やはり一番はミスをしていないこと、チェック機能を強化させることということもありますが、やはりそういった処分、そういったことがあることによって、やはり行政運営が正しくできるというようなこともあろうかと思っておりますので、私たちもそうですけれども、厳しくそこあたりは律していただきたいなというふうに思います。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗議員） 「議案第67号令和6年度川南町一般会計補正予算（第11号）について」、1つ質問させていただきます。

第2条の件です、繰越明許費ですけど、補足説明では本年度中に工事の対応ができないということですが、もう既に入札はされているのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

入札のほうはまだ行っておりません。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗議員） 入札をされていないということは、先ほど一般競争入札のことをおっしゃいましたけど、指名競争入札になるのかもしれませんが、一業者しか、できる業者は、オンリーワンしかいないということなんですか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

今回、図書館文化ホールのエレベーターの工事となっているんですけど、既存のものがはまっているというか、設置してある状況です。これを新しいものに更新するとなると、その業者じゃないとできないということになります。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗議員） 今回のことはそういったことであつたらやむを得ないのかなというふうに理解いたしますけど、公共団体の会計手法として、単年度会計という手法となっております。これはやむを得ない事例の一つなんだろうけど、繰越明許というのは極力やっぱり慎むべき作業だと思うんですね。その辺は留意いただきたいとお願いしておきます。

○議長（河野 浩一議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第11「議案第68号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」

を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） これで質疑は終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12「議案第69号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は総務厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここでお諮りします。17日の本会議につきましては午後1時15分開会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一議員） 異議なしと認めます。したがって、17日の本会議につきましては午後1時15分開会といたします。

なお、引き続きただいま付託されました議案について、各常任委員会において審査をお願いします。

本日はこれで散会します。皆様お疲れさまでした。

午前10時04分散会
